

機 関 委 任 事 務 に 係 る 主 な 規 則

- ・一部の規則の名称は、略称である。
- ・「大都市特例」は、地方自治法第252条の第1項により都道府県（知事）の事務（の一部）が市（市長）の事務とされているもの
- ・「法令移譲」は、個別法により都道府県知事（の一部）が市長の事務とされているもの
- ・「県委任事務」は、当該事務が県知事からの委任によるもの又は当該事務に県知事からの委任事務を含んでいるもの
- ・「一般」は、すべての市（市長）が行える事務とされているもの
- ・「規則以外の固団事務」とは、規則に規定はされていないが、当該規則の規定されている事務と法の根拠を同じくする団体委任事務又は同種の固有事務をいう。
- ・「県条例又は規則の適用」は、当該事務に県条例等による基準が適用されるもの又は当該事務に県からの委任事務を含んでいるためその執行に当たり県条例等を適用するもの
- ・「経由事務」は、県知事への提出書類は市長を経由することとされているもの（県規則に「委任する」という規定がないため県はこれを補助執行と解しているが、補助執行は市長に対してではなく市町村の職員に対するものであることから、これらも委任事務と解せざるをえない。）
- ・固有事務と団体委任事務の分類は不明確なものが多い。

番号	規則の名称 (制定の根拠)	所管局	規則に規定されている 機関委任 団体委任	規則に規定されている 固有事務	規則以外の 固団事務の有無	機関委任 事務の振り分け	県条例又は 規則の適用 の有無	規則に規定され ている機関委任 事務の手数料	備 考
1	特定計量器所在場所定期 検査費用納付規則 (法令移譲)	経済	●		なし	自治	なし	—	この規則は、実費徴収についてだが、他の検査 事務に手数料あり
2	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律及び浄化槽法 施行細則（廃掃法関係） (法令移譲)	環境	●		あり 団体委任 固有	自治 法定	なし	あり	一般廃棄物関係は自治事務。産業廃棄物関係は 法定受託事務に分かれる。
3	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律及び浄化槽法 施行細則（浄化槽関係） (法令移譲)	環境	●		あり 団体委任 固有	自治	なし	なし	浄化槽保守点検業者に関する条例あり
4	旅館業法施行細則 (大都市特例)	健康福 祉	●		なし	自治	あり (基準 を定める県 条例)	あり	
5	公衆浴場法施行細則 (大都市特例) (県委任事務)	健康福 祉	●		なし	自治	あり (基準 を定める県 条例) (県委任事務)	あり	県に対する団体委任事務を市長に委任してい る。(県条例に基づく営業時間延長承認など)
6	美容師法施行細則 (法令移譲)	健康福 祉	●		なし	自治	あり (必要 な措置を定 める規則)	あり	經由事務あり
7	美容師法施行細則 (法令移譲)	健康福 祉	●		なし	自治	あり (必要 な措置を定 める規則)	あり	經由事務あり

番号	規則の名称	所管局	規則に規定されている事務 機関委任 団体委任	規則以外事務の有無	機関委任事務の振り分け	県条例又は県の有無	規則に規定されている機関委任事務の手数料	備考
8	クリーニング業法施行細則(法令移譲)	健康福祉社	●	なし	自治	あり(必要な措置を定める規則)	あり	經由事務あり
9	と畜法施行細則(法令移譲)	健康福祉社	●	なし	自治 法定	なし	あり	この規則に基づく事務は、自治事務となる。
10	専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則(法令移譲)	健康福祉社	●	あり 固有	自治	なし	なし	小規模水道及び小規模受水槽水道に関しては、条例で事務処理
11	温泉法施行細則(法令移譲)	健康福祉社	●	なし	自治	あり(県委任事務)	あり	經由事務あり
12	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(法令移譲)	健康福祉社	●	なし	自治 法定	なし	あり	この規則に基づく事務は自治事務となる。
13	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(法令移譲)(県委任事務)	健康福祉社	●	なし	自治	あり(県委任事務)	なし	經由事務あり
14	母子保健法施行細則(大都市特例)	健康福祉社	●	あり 団体委任	自治	なし	なし	
15	栄養改善法施行細則(法令移譲)	健康福祉社	●	あり 団体委任	自治 法定	なし	なし	この規則に基づく事務は、自治、法定に分かれる。
16	狂犬病予防法施行細則(法令移譲)(一般)	健康福祉社	●	あり 固有	自治 法定	あり(県委任事務)	あり	飼い犬等の飼養管理に関する条例による事務等。県委任事務は、動物保護管理条例に基づく。この規則に基づく事務は自治、法定に分かれる。
17	食品衛生法施行細則(大都市特例)(一般)	健康福祉社	●	あり 団体委任	自治 法定	あり	あり	この規則に基づく事務は、自治、法定に分かれる。
18	食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上すべき措置基準規則(大都市特例)	健康福祉社	●	あり 団体委任	自治	なし	—	

番号	規則の名称 (制定の根拠)	所管局	規則に規定されている 機関委任 団体委任	規則に規定されている事務 固有事務	規則以外の 固有事務 の有り無	機関委任 事務の振り分け	県条例又は 規則の適用 の有無	規則に規定され ている機関委任 事務の手数料	備考
19	伝染病予防法施行細則 (大都市特例)(一般)	健康福祉社	●		あり 団体委任	自治 法定	なし	なし	この規則に基づく事務は、自治、法定に分かれる。
20	結核予防法施行細則 (大都市特例)(一般)	健康福祉社	●		なし	自治 法定	なし	なし	この規則に基づく事務は、自治、法定に分かれる。
21	精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律施行細 則(大都市特例)(一般)	健康福祉社	●	●	なし	自治 法定	なし	なし	この規則に基づく事務は、自治、法定に分かれる。
22	墓地、埋葬等に関する法 律施行細則(大都市特例) (一般)	健康福祉社	●	●	なし	自治	なし	なし	
23	児童福祉法施行細則 (大都市特例)	健康福祉社	●	●	あり 団・固	自治 法定	なし	なし	小児医療費助成条例に基づき助成等。この規則に基づく事務は、自治、法定に分かれる。
24	母子及び寡婦福祉法施行 細則(大都市特例)	健康福祉社	●	●	なし	自治	なし	なし	ひとり親家庭等医療費助成条例に基づき助成
25	身体障害者福祉法施行細 則(大都市特例)(一般)	健康福祉社	●	●	あり 団・固	自治	なし	なし	重度障害者医療費助成条例、心身障害者手当支給条例、心身障害者扶養共済条例、身体障害者更生資金貸付条例などによる給付等
26	生活保護法施行細則 (大都市特例)(一般)	健康福祉社	●	●	あり 固有	法定 自治	なし	なし	生活資金貸付条例、要保護児童生徒新入学支度資金貸付条例、要保護世帯奨学資金貸付条例による貸付。この規則の機関委任はすべて法定受託に移行する。
27	老人福祉法施行細則 (大都市特例)	健康福祉社	●	●	あり 固有	自治	なし	なし	敬老特別乗車証交付規則によるバス乗車証の交付など
28	老人保健法施行細則 (法令移譲)(一般)	健康福祉社	●		あり 団・固	自治 法定	なし	なし	老人医療費助成条例による医療費支給 この規則に基づく事務は、自治、法定に分かれる。
29	医療法施行細則 (法令移譲)(県委任)	健康福祉社	●		なし	自治	あり (県委任事務)	あり	經由事務あり

番号	規則の名称 (制定の根拠)	所管局	規則に規定されている事務 機関委任 団体委任	規則以外 の固有事務の有無	機関委任 事務の振り分け	県条例又は 規則の適用 の有無	規則に規定され ている機関委任 事務の手数料	備	考
30	歯科技工士法施行細則 (法令移譲)	健康福祉	●	なし	自治	なし	なし	經由事務あり	
31	臨床検査技師、衛生検査 技師等に関する法律施行 細則 (法令移譲)	健康福祉	●	なし	自治	なし	あり	經由事務あり	
32	あん摩マッサージ師、は り師、きゅう師等法律施 行細則 (法令移譲) (県委任)	健康福祉	●	なし	自治	なし	なし	県委任事務もこの市規則に規定	
33	柔道整復師法施行細則 (法令移譲)	健康福祉	●	なし	自治	なし	なし		
34	薬事法施行細則 (県委任) (法令移譲)	健康福祉	●	なし	自治 法定	なし	あり	県委任事務もこの市規則に規定 この規則に基づく事務は、自治事務となる。	
35	死体解剖保存法施行細則 (一般) (県委任)	健康福祉	●	あり 団体	自治	あり (県委任 事務)	あり	經由事務あり	
36	毒物及び劇物取締法施行 細則 (県委任)	健康福祉	●	なし	自治 法定	あり (県委任 事務)	あり	この規則に基づく事務は、自治事務となる。 經由事務あり	
37	都市計画法施行細則 (大都市特例) (一般)	まちづくり	●	なし	自治 法定	なし	あり 立入調査に伴うものは、法定受託事務とされる。		
38	都市計画法に基づく開発 行為等の規制に関する細 則 (大都市特例)	まちづくり	●	なし	自治	なし	あり		
39	都市計画法施行令第31 条ただし書に基づく開発 区域面積等を定める規則 (大都市特例)	まちづくり (大都市特例)	●	なし	自治	なし	—	政令により規則で規定することとされている。	
40	首都圏の既成市街地にお ける工業等制限法施行細 則 (法令移譲)	まちづくり	●	なし	自治	なし	あり		

番号	規則の名称 (制定の根拠)	所管局	規則に規定されている事務 機関委任 団体委任 固有事務	規則以外の固有事務の有無	機関委任事務の振り分け	県条例又は規則の有無	規則に規定されている機関委任事務の手数料	備考
41	開発登録簿の閲覧等に関する規則 (法令移譲)	まちづくり	●	なし	自治	なし	あり	閲覧手数料は無料とする規定あり。自治事務となつた場合は、条例で無料と規定すべきか。写し交付手数料は手数料規則で規定
42	宅地造成等規制法施行細則 (法令移譲)	まちづくり	●	なし	自治	なし	あり	手数料は政令で規定し、政令に基づき規則で減免。自治事務となつた場合は、条例で無料と規定すべきか。
43	建築基準法施行細則 (法令移譲)	まちづくり	●	なし	自治 法定	なし	あり	この規則に基づき事務は、自治事務となる。
44	建築計画概要書等の閲覧に関する規則 (法令移譲)	まちづくり	●	なし	自治	なし	なし	閲覧は無料とする旨の規定あり。自治事務となつた場合は、条例で無料と規定すべきか。(写しの交付は、実費徴収)
45	地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧に関する規則	財政	●	なし	法定	なし	なし	閲覧は無料とする旨の規定あり。法定受託事務となつた場合は、条例で無料と規定すべきか。
46	公有地拡大推進法に基づき届出及び申出の面積を定める規則	建設	●	なし	自治	なし	なし	
47	道路占用規則 (法令移譲) (一般)	建設	● ● ●	あり 固有	法定	なし	—	指定区間外国道の占用許可は、機関委任事務だが、その占用料の徴収は本市の事務 (道路占用料徴収条例)
48	土地境界査定取扱規則 (法令移譲) (一般)	建設	● ● ●	なし	法定	なし	—	
49	道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則 (法令移譲) (一般)	建設	● ● ●	なし	法定	なし	—	
50	河川法施行細則 (一般)	建設	●	あり 固有	自治	なし	—	市の権限は、準用河川についてのみ。普通河川 (河川法適用対象以外) については、固有事務として行っている。自治事務となつた場合の規定をどうするか。
51	川崎港港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等規制規則 (一般)	港湾	●		自治 法定	なし	—	港湾法に基づき本市の事務はすべて自治事務となる。占用料及び土砂採取料の規定あり。自治事務となつた場合の規定をどうするか。

番号	規則の名称 (制定の根拠)	所管局	規則に規定されている事務 機関委任 団体委任	規則以外 の団体事 務の有無	機関委任 事務の振 り分け	県条例又は 規則の有無	規則に規定され ている機関委任 事務の手数料	備 考
52	海岸保全区域の占用等に 関する規則(一般)	港湾	●	なし	自治 法定	なし	—	この規則に基づく事務は自治事務となる。占用料の規定あり。自治事務となった場合の占用料の規定をどうするか。
53	消防立入検査等に関する 規則(一般)	消防	●	あり 団体	自治	なし	なし	
54	危険物の規制等に関する 細則(一般)	消防	●	あり 団体	自治	なし	あり	手数料の額は政令、納付時期は本市の規則に規定。現行手数料条例には納付期限についての規定はない。
55	石油コンビナート等にお ける特定防災施設等及び 防災組織等に関する細則 (一般)	消防 (一般)	●	あり 団体	自治	なし	あり	手数料の額は政令、納付時期は本市の規則に規定。現行手数料条例には納付期限についての規定はない。

神奈川県から市町村への事務委任の実施状況

(「※」は委任済の項目で対象市町村が追加されたもの)

(「#」は委任済の項目で事務内容の変更、追加があったもの)

[項 目 名]	[委 任 市 町 村 名]
	(下線が現在の川崎市対象分)
昭和55年度実施	
1. 米飯提供業者の登録	全市町村(19市17町1村)
2. 身体障害児補装具給付の決定	横浜市・川崎市を除く全市
3. 重度障害児者日常生活用具給付の決定	横浜市・川崎市を除く全市
4. 飲食店等の営業時間の変更勧告	全町村
5. 消費生活用製品安全法に基づく表示監視	全市町村
6. 家庭用品品質表示法に基づく表示監視	全市町村
7. 飼養のための鳥獣捕獲の許可	全市町村
8. 鳥獣飼養の許可	全市町村
9. キジ類及びヤマドリの販売許可	全市町村
10. 動物の飼養又は収容の許可	全市町村
11. キャンプ禁止区域内におけるキャンプの許可	鎌倉市、秦野市、葉山町、箱根町
12. 法定外公共物管理者の承認	横浜市、 <u>川崎市</u> 、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、南足柄市、寒川町、大井町、箱根町、湯河原町
13. 国有地管理者の承認	横浜市、 <u>川崎市</u> 、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、南足柄市、寒川町、大井町、箱根町、湯河原町
14. 市街地開発事業予定区域内における建築行為等の許可	横須賀市、藤沢市、相模原市
15. 近郊緑地保全区域(緑地保全地区は除く)における建築行為等の届出受理	横須賀市、相模原市
16. 都市計画施設区域内及び市街地開発事業施行区域内における建築の許可	藤沢市、相模原市
17. 都市計画事業地内における建築行為等の許可	藤沢市、相模原市
18. 路外駐車場の設置・変更に関する届出の受理	藤沢市、相模原市
19. 風致地区内における行為の許可	藤沢市
20. 公害防止統括者選任届出の受理	横須賀市、藤沢市、相模原市
21. 指定工場設置の許可	横須賀市、藤沢市、相模原市
22. ばい煙発生施設の設置及び経過措置に係る届出の受理	横須賀市、藤沢市、相模原市
23. 粉じん発生施設の設置及び経過措置に係る届出の受理	横須賀市、藤沢市、相模原市
24. 大気汚染の常時監視	藤沢市
25. 廃棄物埋立の届出の受理	横須賀市
26. 食品営業の許可	横須賀市
27. ふぐ営業の認証	横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市
28. へい獣処理場設置の許可	横浜市、川崎市、横須賀市
29. 国立及び国定公園普通地域内の行為の届出の受理	箱根町
30. 県立自然公園の特別地域内の行為の許可	秦野市、伊勢原市、松田町、山北町、真鶴町、津久井町
31. 県立自然公園の普通地域内の行為の届出の受理	秦野市、厚木市、伊勢原市、山北町、真鶴町、湯河原町、清川村、津久井町

(注)

①「1. 米飯提供業者の登録」は法改正により昭和56年度に制度廃止

②「9. キジ類及びヤマドリの販売許可」は法改正により昭和58年度よりキジ関係制度廃止

- ③「10. 動物の飼養又は収容の許可」は法改正により昭和59年度に保健所設置市の事務に転化
- ④「28. へい獣処理場設置の許可」は法改正により昭和59年度に保健所設置市の事務に転化
- ⑤「24. 大気汚染の常時監視」は、法改正により平成6年度に藤沢市の事務に転化
- ⑥「30. 県立自然公園の特別地域内の行為の許可」について昭和60年度に松田町を対象から除外

昭和56年度実施

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 都市計画の決定又は変更のための土地の試掘の許可 | 構浜市、川崎市を除く全市町 |
| 2. 住宅街区整備事業の施行等のための土地の試掘等の許可 | 構浜市、川崎市を除く全市町村 |
| 3. 市街地再開発事業施行等のための土地の試掘等の許可 | 構浜市、川崎市を除く全市町村 |
| 4. 土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可 | 構浜市、川崎市を除く全市町村 ◆川崎市 |
| 5. 土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可 | 構浜市、川崎市を除く全市町村 |
| 6. 住宅街区整備促進区域内における建築行為の許可 | 構浜市、川崎市を除く全市町村 |
| 7. 住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の許可 | 構浜市、川崎市を除く全市町村 |
| 8. 市街地再開発事業施行地区内における建築行為等の許可 | 構浜市、川崎市を除く全市町村 |
| 9. 歴史的風土保存地域内における行為の届出の受理 | 鎌倉市 |
| 10. 公共施設の管理者の同意及び帰属等 | 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、南足柄市、寒川町、大井町、箱根町、湯河原町 |

昭和57年度実施

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 建築確認等 | 鎌倉市 |
| 2. 開発行為の許可等 | 鎌倉市 |

昭和59年度実施

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ※1. 建築確認等 | 厚木市 |
| ※2. 風致地区内における行為の許可 | 鎌倉市 |
| ※3. 近郊緑地保全区域（緑地保全地区は除く）における建築行為等の届出受理 | 鎌倉市 |
| ※4. 県立自然公園の特別地域内の行為の許可 | 相模湖町、藤野町 |
| ※5. 県立自然公園の普通地域内の行為の届出の受理 | 相模湖町、藤野町 |

昭和60年度実施

- | | |
|-----------------|--------------|
| ※1. 建築確認等 | 小田原市、平塚市、秦野市 |
| 2. 特定民間再開発事業の認定 | 横浜市、川崎市 |

昭和61年度実施

- | | |
|-------------------|----------------|
| ※1. 建築確認等 | 大和市、茅ヶ崎市 |
| ※2. 開発行為の許可等 | 小田原市、茅ヶ崎市 |
| #3. ふぐ加工製品販売の届出受理 | (横浜市、川崎市、構須賀市) |

昭和62年度実施

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 専用水道の布設工事の確認 | 構浜市、川崎市、横須賀市 |
| ※2. 開発行為の許可等 | 平塚市 |
| 3. 精神薄弱者更生相談所事務 | 横浜市 |

(注)

- ①「1. 専用水道の布設工事の確認」は法改正により平成3年度に保健所設置市の事務に転化
- ②「3. 精神薄弱者更生相談所事務」は法改正により平成5年度に指定都市の事務に転化

昭和63年度実施

- ※1. 開発行為の許可等 厚木市
- ※2. 精神薄弱者更生相談所事務 川崎市

平成元年度実施

- ※1. 開発行為の許可等 大和市
- ※2. 特定の民間再開発事業認定 (横浜市、川崎市)
- ※3. 特定粉じん発生施設に係る設置及び経過措置に係る届出類 (横須賀市、藤沢市、相模原市)

平成3年度実施

- ※1. 開発行為の許可等 秦野市
- ※2. 特定粉じん発生施設に係る公害防止統括者選任届出の受理 (横須賀市、藤沢市、相模原市)

平成5年度実施

- ※1. 身体障害児補装具給付の決定 全町村
- ※2. 重度障害児者日常生活用具給付の決定 全町村
- ※3. 精神薄弱者援護施設等に係る指導監査及び設置届の受理等 横浜市、川崎市

平成8年度実施

- 1. 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の事務 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市
- 2. 神奈川県福祉の街づくり条例に基づく事前協議等の事務 横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市

(注)

- ①「2. 神奈川県福祉の街づくり条例に基づく事前協議等の事務」について、市条例制定により平成9年度に横浜市、川崎市を対象から除外

平成9年度実施

- 1. 個人の土地区画整理事業の施行認可及び土地区画整理組合の設立認可等(事業規模5ha未満) 横須賀市、平塚市、相模原市
- 2. 準用河川に係る建設省所管不動産の登記嘱托 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、大磯町、二宮町、湯河原町
- 3. 準用河川に係る建設省所管国有財産の立入・境界確定 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、大磯町、二宮町、湯河原町
- ※4. 路外駐車場の設置、変更に関する届出の受理 横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町
- 5. 町・字区域の設定、廃止、変更及び名称変更の知事の告示 全市町村

- | | |
|--|--|
| 6. 事業協同組合等の設立認可等 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、中井町、箱根町、真鶴町、湯河原町、藤野町 |
| 7. 協業組合の設立認可等 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、中井町、箱根町、真鶴町、湯河原町、藤野町 |
| 8. 一定規模以上の工場の新増設の届出受理・勧告等 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、中井町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |
| 9. 商店街振興組合の設立認可等 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市 |
| 10. 薬局の開設許可等 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 11. 毒物劇物販売業の登録等 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 12. 病院の開設許可等 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 13. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく医療類似行為者への禁止 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 14. 死体保存の許可 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 15. 診療放射線技師法に基づく照射録の徴収検査 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 16. 看護婦等確保推進者の設置届の受理等 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 17. 1ha未満の墓地、納骨堂の経営の許可等 | 横須賀市 |

(注)

①「8. 一定規模以上の工場の新増設の届出受理・勧告等」は法改正により平成9年度に指定都市の事務に転化

平成10年度実施

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. 一般国道に係る建設省所管不動産の立入、境界確定 | 横浜市、 <u>川崎市</u> |
| 2. 一般国道に係る建設省所管不動産の登記嘱託 | 横浜市、 <u>川崎市</u> |
| 3. 旧県道に係る県有財産等の境界確定 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町、相模湖町、茅ヶ崎市、相模原市、南足柄市、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町 |
| 4. 違反広告物の除却、屋外広告物の許可等 | <u>全市町村</u> |
| 5. 新たに生じた土地の確認に関する告示 | 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、相模原市、三浦市、海老名市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町、藤野町 |
| 6. 老人福祉センターの事業開始の届け出の受理等 | 横須賀市 |
| 7. 結核予防法に基づく健康診断の通報、報告の受理 | 横須賀市 |
| 8. 結核予防法に基づく指定医療機関の指定 | 横須賀市 |
| 9. 保健婦・助産婦・看護婦の業務従事者届の受理 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 10. 歯科技工士の業務従事者届の受理 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 11. 歯科衛生士の業務従事者届の受理 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 12. 医療法人の設立認可等 | 横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市 |
| 13. 商工会の設立認可等 | 伊勢原市、海老名市、綾瀬市、山北町、真鶴町、湯河原町 |
| ※14. 県立自然公園の特別地域内の行為の許可等 | 愛川町 |
| ※15. 土地改良事業に係る国有地管理者の承認 | 横須賀市、平塚市、逗子市、相模原市、三浦市、海老名市、綾瀬市、二宮町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、愛川町 |
| ※16. 開発行為に係る公共施設の管理者の同意等 | 横須賀市、平塚市、逗子市、相模原市、三浦市、海老名市、綾瀬市、二宮町、中井町、山北町、開成町、 |

- | | |
|--|---|
| ※17. 土地区画整理事業に係る国有地管理者の承認 | 真鶴町、愛川町
横須賀市、平塚市、逗子市、相模原市、三浦市、
海老名市、綾瀬市、二宮町、中井町、山北町、開成町、
真鶴町、愛川町、城山町 |
| ※18. 市街地開発事業等予定区域内における建築行為等の許可 | 茅ヶ崎市、秦野市、大和市 |
| ※19. 都市計画施設区域内及び市街地開発事業施行区域内に
おける建築の許可 | 横須賀市、秦野市、大和市 |
| ※20. 都市計画事業地域内における建築行為等の許可 | 横須賀市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市 |
| ※21. 準用河川に係る建設省所管不動産の登記補託 | 三浦市、寒川町 |
| ※22. 準用河川に係る建設省所管国有財産の立入・境界確定 | 三浦市、寒川町 |
| ※23. 個人の土地区画整理事業の施行認可及び土地区画整理組
合の設立認可等（事業規模5ha未満） | 藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、海老名市 |
| ※24. 路外駐車場の設置、変更に関する届出の受理 | 平塚市、三浦市、海老名市、二宮町 |
| ※25. 事業協同組合等の設立認可等 | 横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市、海老名市、
大井町 |
| ※26. 協業組合の設立認可等 | 横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市、海老名市、
大井町 |
| ※27. 商店街振興組合の設立認可等 | 横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市、海老名市 |
| ※28. 一定規模以上の工場の新増設の届出受理・勧告等 | 横須賀市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、南足柄市、
大井町 |
| #29. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定
事業所の設置の許可等 | (全市町村) ◆ <u>川崎市</u> |
| #30. 有害大気汚染物質の排出及び飛散の抑制に係る勧告等 | (横須賀市、藤沢市、相模原市) |
| #31. 病院の開設許可（増床案件） | (横浜市、 <u>川崎市</u> 、横須賀市) |

委任項目数（平成10年度現在）	73項目
川崎市への委任項目数（ " ）	34項目

川崎市地方分権推進研究委員会の開催経過及び委員名簿

1 川崎市地方分権推進研究委員会の開催経過

開催日	会議名称	議題及び内容
平成10年 7月29日	第1回 研究委員会	・検討課題について ・開催スケジュールについて
9月14日	第2回 研究委員会	・自治事務に関する条例、規則、要綱の立法基準 〔(要綱の条例化検討事例(大店立地法等制定に伴う市要綱の条例化又は要項改正)、新規政策条例化検討事例(住宅基本条例制定)、その他事例検討(補助金基本条例の可能性)]
9月24日	第3回 研究委員会	・自治事務に関する条例、規則、要綱の立法基準〔条例化の例外に関する検討事例(男女平等オンブド制度)] ・法定受託事務に関する条例、規則、要綱の立法基準 ・研究の視点について
10月22日	第4回 研究委員会	・機関委任事務に係る規則の現状について ・神奈川県から川崎市への事務委任の現状について
11月24日	第5回 研究委員会	・これまでの論点の整理と方向性の検討 ・条例・規則・要綱の制定基準・方針の実効性確保の方策について
平成11年 3月8日	第6回 研究委員会	・研究委員会報告書について

2 川崎市地方分権推進研究委員会委員名簿(平成11年3月31日現在)

委員長	辻山 幸宣(つじやま・たかのぶ)	中央大学教授
副委員長	鈴木 庸夫(すずき・つねお)	千葉大学教授
委員	人見 剛(ひとみ・たけし)	東京都立大学教授
委員	斉藤 睦(さいとう・むつみ)	地域総合研究所主任研究員

川崎市地方分権推進研究委員会設置要綱

(平成10年7月8日市長決裁 10川企政第38号)

(目的及び設置)

第1条 政府の地方分権推進計画の策定を受け、省庁では法律改正への準備が進んでいるところであるが、本市においては、このような制度改正にスムーズに対応することはもちろんのこと、地方分権によってもたらされる果実を市民とともに享受する体制を整備することがより重要であるとの認識に基づき、本市における分権推進方策について調査研究するために、「川崎市地方分権推進研究委員会」(以下、「研究委員会」という。)を設置する。

(研究事項)

第2条 研究委員会は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事項について調査研究を行う。

- (1) 本市における分権推進の基本的な考え方(条例制定に関する方針を中心として)
- (2) 自治事務に関する条例、規則、要綱の制定基準
- (3) 法定受託事務に関する条例、規則、要綱の制定基準
- (4) 県との条例協議への対応方針
- (5) 上の基準・方針の実効性確保の方策(地方分権推進条例の必要性の有無)

(研究委員)

第3条 調査研究委員は、専門的な学識経験者の中から、別表(※前頁委員名簿と同様のため省略)により市長が委嘱する。

(研究委員会)

第4条 研究委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長に事故があるときに、委員長の職務を代行する。

(研究委員会の招集)

第5条 研究委員会は、必要に応じて市長が召集する。

(設置期間)

第6条 研究委員会の設置期間は、平成10年7月29日から平成11年3月31日までとする。

(関係者の出席)

第7条 研究委員会は、必要に応じて専門的事項に関して関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 研究委員会の事務局は、川崎市総合企画局都市政策部に置く。

(その他)

第9条 その他研究委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月29日から施行する。

川崎市における分権推進の基本的な考え方
—条例制定に関する指針を中心として—

1999年3月31日

川崎市地方分権推進研究委員会

事務局 川崎市総合企画局都市政策部分権推進担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

tel. 044(200)3708

fax. 044(211)8354

